

「新型コロナウイルス感染症対策貸付」 の取扱期限延長について

新型コロナウイルスの被害拡大に伴い、売上減少や資金繰り悪化等の影響を受けている事業者さまに対し、安定した経営の維持に必要な資金をご融資することで、事業者の皆さまを支援しております。つきましては、標記融資について、取扱期限日を令和2年12月30日としておりましたが、令和3年3月31日まで延長いたします。

お客さま相談プラザにおいても、平日および土曜日の午前9時～午後5時（日曜・祝日を除きます）まで「新型コロナウイルス感染症」緊急相談窓口を設けておりますのでご相談ください。

記

<商品内容>

1. 取扱期間 令和2年3月2日（月）から令和3年3月31日（水）
2. 融資対象者 新型コロナウイルスにより、直接的または間接的な経済的影響（売上減少等）を受けている法人および個人事業主の方
3. 資金使途 運転資金・設備資金
4. 融資形式 証書貸付
5. 融資金額 一企業 3,000万円以内
6. 融資期間 10年以内（1年以内の元金据置可）
7. 融資利率 1.60%以上（変動金利）
8. 保証人 法人…原則として代表者
個人事業者…原則として当該事業に従事している配偶者
9. 担保 原則不要

<相談窓口>

最寄りの富士宮信用金庫本支店

※当金庫の審査基準により審査させていただきます。

審査の結果によりご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

以上



創ります “夢あるあした”

富士宮信用金庫

<http://www.miyashin.co.jp>